

新発田市規則第 8 号

新発田市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新発田市債権管理条例(平成 25 年新発田市条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理台帳)

第 3 条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権を適正に管理するために、管理台帳(別記第 1 号様式)を整備するものとする。

2 管理台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

債権の名称並びに非強制徴収公債権及び私債権の区分

債務者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

債権の金額

履行期限

債権の発生原因

債権の発生年月日

延滞金に関する事項

担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項

債権の徴収に係る履歴

その他債権を適正に管理するために必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）により確実に記録し、並びにこれを適正に管理し、及び利用することにより事務に支障がない場合は、管理台帳の作成を省略することができる。

（督促）

第4条 条例第5条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとする。

2 前項の督促において指定する履行すべき期限は、書面を発する日から起算して10日以内とする。

（延滞金の減免）

第5条 条例第6条第3項のやむを得ない事由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合

債務者が詐欺又は横領にあった場合

債務者又は債務者と生計を一にする者が、病気にかかり、又は負傷した場合

債務者又は債務者と生計を一にする者が交通事故を起こし、損害賠償金を支払った場合

債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている場合その他特に困窮していると市長が認める状態である場合

債務者がその営む事業を廃止し、若しくは中止し、又はその事業につき著しく損害を受けた場合

債務者が失業し、又は失職した場合

債務者が破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合

債務者が会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた場合

債務者が法令の規定により身体を拘束された場合

納入通知及び督促（後段において「通知等」という。）を公示送達の方法により行った場合であって、債務者が納付の告知があったことを知ることができなかったことについて、やむを得ない事情がある場合。この場合において、減免する期間は、住所等が判明し、通知等を受け取った日までとする。

市長が前各号に掲げる場合に類すると認めた場合

2 減免の割合は、10割とする。

（減免の申請）

第6条 延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書（別記第2号様式。以下「減免申請書」という。）に次項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 減免申請書に添付する書類は、前条第1項各号に定める場合に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。

| | |
|-------|--|
| 前条第1号 | 罹災証明書又は警察署への被害届の写し |
| “ 第2号 | 警察署への被害届の写し |
| “ 第3号 | 診断書の写し |
| “ 第4号 | 損害賠償金を支払ったことが証明できるもの |
| “ 第5号 | 確定申告書又は源泉徴収票の写し（生活保護法による保護を受けている場合、添付書類は必要ない。） |
| “ 第6号 | 閉鎖商業登記全部事項証明書又は決算書の写し等その営む事業の現在の状況が分かるもの |
| “ 第7号 | 雇用保険被保険者離職票等の写し |
| “ 第8号 | 破産手続開始決定通知書の写し |
| “ 第9号 | 会社更生手続又は再生手続の開始に係る決定通知書の写し |

| | |
|-----------|--------------------|
| ” 第 1 0 号 | 収監証明書、在所（監）証明書等の写し |
| ” 第 1 1 号 | 現在の住所(居所)を証明する書類 |
| ” 第 1 2 号 | 市長が必要とする書類 |

（減免の決定）

第 7 条 市長は、減免申請書の提出があった場合は、審査の上、延滞金の減免の可否及び減免を可とするときはその額について決定するものとする。

2 市長は、延滞金の減免について可とした場合は、当該申請者に延滞金減免決定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとする。

（減免の取消し）

第 8 条 市長は、減免の措置を受けた者が偽りの申請その他の不正な行為によって減免の措置を受けたと認めた場合は、直ちに減免の措置を取り消すものとする。

（強制執行等の措置をとるまでの期間）

第 9 条 条例第 7 条の規則で定める期間は、督促をした日から起算して 1 年とする。

（履行期限の繰上通知）

第 1 0 条 条例第 8 条の規定により履行期限を繰り上げる場合は、履行期限変更通知書（別記第 4 号様式）にその理由を付して通知しなければならない。

（債権の申出等に係る該当事項）

第 1 1 条 条例第 9 条の配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、次の各号のいずれかに該当するに至ったときとする。

債務者が強制執行を受けたとき。

債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

債務者の財産について競売の開始があったとき。

債務者の財産が破産手続開始の決定を受けたとき。

債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったとき。

債務者である法人が解散したとき。

債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したとき。

第4号から前号までに定めるときのほか、債務者の全財産についての清算が開始されたとき。

(担保を提供させる場合の準用)

第12条 新発田市財産管理規則(平成18年新発田市規則第36号)第26条第4項から第6項までの規定は、条例第9条第2項の規定により担保を提供させる場合に準用する。

(徴収停止をするまでの期間)

第13条 条例第10条の規則で定める期間は、当該債権の履行期限の翌日から起算して1年とする。

(徴収停止の期間)

第14条 条例第10条に規定する徴収停止は、その期間を3年とする。

(履行延期の申請)

第15条 条例第11条に規定する履行延期の特約等を受けようとする者は、履行延期申請書(別記第5号様式)にその事由を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、審査の上、履行延期承認の可否を決定し、その結果を履行延期承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提供を求めること。

次の場合には、当該債務の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げること。

- ア 債権者が市の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をした場合
- イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠った場合
- ウ 第11条各号のいずれかに該当した場合
- エ 債務者が履行延期の特約等に付された条件に従わない場合
- オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められる場合

4 履行期限の延長をする期間は、履行期限から5年以内とする。ただし、条例第11条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては、10年以内とすることができる。

(履行延期の特約等に係る措置)

第16条 市長は、履行延期の特約等をする場合には、次の各号のいずれかに該当するときを除き、担保を提供させるものとする。

債務者から担保を提供させることが、公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

同一債務者に対する債権金額の合計額が10万円未満であるとき。

履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものであるとき。

担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。

2 履行延期の特約等をする場合には、利息を付すものとする。ただし、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときその他市長が利息を付すことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により、担保を提供させ、及び利息を付す場合は、新発田市財産管理規則第26条の規定を準用する。

(議会への報告事項)

第 17 条 条例第 12 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

債権の名称

債権の数

債権の額

放棄の理由

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(不納欠損処分)

第 18 条 債権を管理する課長等 (新発田市財産管理規則第 2 条第 4 号に規定する課長等をいう。次項において同じ。) は、その所掌に係る債権について、次に掲げる債権消滅事由が生じたときは、不納欠損処分を行うとともに、会計管理者にその旨を報告しなければならない。

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 10 号の規定により権利の放棄について議会の議決を得て、権利を消滅させたとき。

条例第 12 条第 1 項の規定により債権を放棄したとき。

前 2 号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

2 債権を管理する課長等は、前項の規定により不納欠損処分を行ったときは、次に掲げる事項を管理台帳に記載するものとする。

時効成立日 (時効が成立している場合に限る。)

債権を放棄した理由及び放棄した日

不納欠損処分を実施した日

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(新発田市財産管理規則の一部改正)

2 新発田市財産管理規則 (平成 1 8 年新発田市規則第 3 6 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 債権 (第 5 2 条 第 6 3 条)」を「第 4 章 削除」に改める。

第 4 章を次のように改める。

第 4 章 削除

第 5 2 条から第 6 3 条まで 削除

第 6 5 条中「新発田市会計規則第 4 章及び新発田市会計規則第 6 章」を「第 4 章及び第 6 章、新発田市債権管理条例施行規則 (平成 2 5 年新発田市規則第 8 号)」に、「前章」を「第 3 章」に改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

（表）

| 管 理 台 帳 | | | | | | | |
|-----------------|-------|----------|------|--------|-----|-------|--|
| 所管課等名 | | | | | | | |
| 債権の名称 | | 非強制徴収公債権 | | 私債権 | | | |
| 債権の内容 | | 法令 | | 条例、規則等 | | | |
| | | 法令等の名称 | | 契約 | | | |
| | | () | | | | | |
| | | 発生年月日 | | | | | |
| 債権の金額 | | | | | 円 | | |
| 債務者 | | 氏 名 | | | | | |
| | | 住 所 | | | | | |
| | | 郵便番号 | | 電話番号 | | | |
| 担保 又は 保証人 | | 担保の有無 | | | | | |
| | | 種類又は銘柄 | | | | | |
| | | 担保物件 | | | | | |
| | | 数 量 | | | | | |
| | | そ の 他 | | | | | |
| | | 保証人 | | 連帯保証人 | | 単純保証人 | |
| | | | | 氏 名 | | | |
| | | | | 住 所 | | | |
| | | | | 郵便番号 | | 電話番号 | |
| 消滅時効期間 | | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | | |
| 時効の援用の要否 | | 要する | | 要しない | | | |
| 履行期限 | 納付年月日 | 督促年月日 | 納付金額 | 延滞金等の額 | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |

法人その他の団体にあつては、氏名の欄には名称及び代表者氏名を、住所の欄には所在地をそれぞれ記載する。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

延滞金減免申請書

次のとおり、延滞金の減免について申請します。

| 減免申請の内訳 | 通 知 書 号 | 年度 | 期別 | 債務名 | 履行期限 | 延滞金の金額 |
|---------|---------|----|----|-----|------|--------|
| | | | | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | |
| | | | | | ・ ・ | |
| 減免申請の理由 | | | | | | |
| 添付書類名 | | | | | | |

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

延滞金減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました延滞金の減免について下記のとおり決定しましたので通知します。

| 延滞金 総額 (A) | 円 | 減免決定額 (B) | | 円 | 納付すべき 延滞金の金額 (A) - (B) | | 円 |
|------------------|----------------------|--------------|----|------|------------------------------|-----|-----------------|
| 債務名 | 通知書番号 | 年度 | 期別 | 履行期限 | 延滞金 | | |
| | | | | | 総額 | 減免額 | 納付すべき 延滞金の金額 |
| | | | | ・ | 円 | 円 | 円 |
| | | | | ・ | | | |
| | | | | ・ | | | |
| | | | | ・ | | | |
| | | | | ・ | | | |
| | | | | ・ | | | |
| 計 | | | | | | | |
| 該当条項 | 新発田市債権管理条例施行規則第 条第 号 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

延滞金総額は、この減免決定通知を送付した日までに決定した金額です。

第 4 号様式 (第 1 0 条関係)

| 第 号 | 履行期限変更通知書 | |
|--|----------------------|-------|
| 債務者の 住所・氏名 | 住 所 (又は所在地) | |
| | 氏 名 (又は名称及び代表者氏名) | |
| 年 度 | | 第 期 分 |
| | | 第 期 分 |
| | | 第 期 分 |
| | | 第 期 分 |
| 通知書番号 | | |
| 変更後の履行期限 | 年 月 日 | |
| 履行期限 変更の理由 | | |
| 金 額 | 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納 付 場 所 | 新発田市 | |
| <p>新発田市債権管理条例第 8 条の規定により繰上徴収をするため、上記のとおり納期限を変更します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">新発田市長 印</p> | | |

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

履 行 延 期 申 請 書

次のとおり、履行延期について申請します。

| 履行期限の延期を 必要とする債権 | 通知書 番 号 | 年 度 | 期別 | 債務名 | 履行期限 | 金 額 |
|---------------------|------------|--------|----|-----|------|-----|
| | | | | | . . | 円 |
| 延長を必要とする 期 間 | 年 月 日まで 日間 | | | | | |
| 延長を必要とする 理 由 | | | | | | |
| 上記の理由が 生 じ た 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 納 付 方 法 | | | | | | |

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

様

新発田市長

印

履行延期承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました履行延期について、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | 通知書 番 号 | 年 度 | 期 別 | 債 務 名 | 履 行 期 限 | 金 額 |
|-----------|------------|--------|-----|-------|---------|-----|
| 延期をする債権 | | | | | ・ ・ | 円 |
| 承認 期 限 | 年 月 日まで 日間 | | | | | |
| 不 承 認 事 由 | | | | | | |